

京都府の緊急事態措置は5月31日まで延長されました。

ただし、5月中旬に感染と病院の状況をみて、見直しがあるかもしれません。京都府はこれまでと同じように1～3をお願いしています。

1 外出自粛の要請

- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、野外での運動や散歩、生活の維持に必要な場合以外は、原則として家から外出しないこと
- ・「3つの密」の可能性がより強くなる夜の繁華街への外出自粛を強く要請

2 イベントの開催自粛の要請

- ・イベント主催者に対し、規模や場所に関係なく、開催の自粛を要請

3 施設の使用制限の要請

(1) 基本的に休止を要請しない施設

- ・医療施設 病院、診療所、薬局等
- ・生活必需物資販売施設 卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
- ・食事提供施設 飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。）※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請（宅配・テークアウトサービスは除く。）
- ・住宅、宿泊施設 ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
- ・交通機関等 バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
- ・工場等 工場、作業場等
- ・金融機関・官公署等 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
- ・その他 メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

- ・社会福祉施設等 保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

(2) 基本的に休止を要請する施設

- ① 遊興施設 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等
- ② 劇場等 劇場、観覧場、映画館、演芸場
- ③ 集会・展示施設 集会場、公会堂、展示場
- ④ 運動施設、遊技施設 体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等
- ⑤ 文教施設 学校（大学等を除く。）

感染状態が良くなってきた都道府県では、段階的に規制が許されています。

京都府では次のお知らせがあるまで、感染防止に協力してください。

問合せ：京都府緊急事態措置コールセンター

開設時間：平日 9 時～18 時

受付方法：専用電話（6 回線）

受付電話番号： 075-414-5907